**金　庫　株**

　中小企業のオーナー様は、自社の法人税の申告書に押印するとき、税金の金額がいくらになるかを大変気にします。税金はキャッシュで支払わなければならないし、汗水たらして稼いだ相当部分を黙って国や地方自治体に持って行かれるので毎期、くやしい思いをしていることと思います。

　今月は、視点を変え、法人税申告書の別表２を良く見てください。

　それを見ると現在の株主の状況が記されています。多くの場合、社長様の兄弟や叔父・叔母や元役員や従業員が株主として存在しています。

　その場合、時間の経過に伴い、お付き合いの度合いが薄れ、連絡先もわからなくなってしまうおそれもあります。

そこで今のうちに、会社がその株式を買い取ることも検討してみてはいかがでしょうか。

（会社が買い取った自社株を「金庫株」と言います）

　その場合の買取価額、法的な手続、売った株主の税金・買った会社の税金については、会計事務所にご相談ください。

以上